

会 議 録

会議の名称	第5回上尾市総合計画審議会		
開催日時	令和2年8月28日(金) 13:15~14:50		
開催場所	上尾市文化センター201		
議長(委員長・会長)氏名	上尾市総合計画審議会 会長 平 修久		
出席者(委員)氏名	荒川 昌佑、尾花 瑛仁、平田 通子、星野 良行、前島 るり、小山 富榮 鮫嶋 紀子、平 修久、高橋 正一、土橋 康夫、細野 宏道、村松 綾子		
欠席者(委員)氏名	伊波 潔、田辺 勝広、三井田 晴宏		
事務局(庶務担当)	行政経営部長 小田川 史明、行政経営部次長 松澤 義章 行政経営部次長兼財政課長 西林 幸泰、行政経営課長 堀部 弘幸 行政経営課主幹 本郷 美代子、行政経営課主査 東海林 智之		
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果	
	(1) 「現況と課題」及び「取組の方向」について ・大項目4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり ・大項目7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり (2) 市民会議提言書の提出について (3) 基本構想(案)について (4) その他	報告・説明と質疑応答	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者	0人
会議資料	別紙のとおり		
議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和2年 9 月 17 日			
		会長の署名	平 修久 (平)
		議事録署名人	細野宏道 (細野)

議 事 の 経 過

司会 (行政経営部長)	<p>1 開 会</p> <p>「第5回上尾市総合計画審議会」を開会いたします。 司会進行を務めさせていただきます行政経営部長の小田川でございます。 次第に添って進めさせていただきます。 本日の会議は、委員の過半数の方の御出席を頂いておりますので、上尾市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。 それでは、審議会条例第4条第2項の規定によりまして、この後の進行は、平会長にお願い致します。</p>
平会長	<p>2 会議の公開について</p> <p>それでは、議事の進行を務めさせていただきます。 次第の2「会議の公開について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>本審議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に従いまして、同指針策定後の初めての審議会において「原則公開」ということで採決されておりますことをご報告させていただきます。</p>
平会長	<p>それでは、事務局に確認します。 本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>傍聴者はありません。</p>
平会長	<p>事務局より傍聴者なしとの報告がありましたので、会議を続行いたします。 次に、議事の正確性を証するため、議事録に署名をお願いしたいと考えております。議事録署名人につきましては、出席委員の中から1名、会長の私より指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>《異議なしの声》</p>
平会長	<p>それでは、本日の会議の議事録署名人は、細野委員にお願いします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>3 議題</p> <p>それでは、次第の3「議題」に入ります。 はじめに、次第にはございませんが、これまでの質問書の回答について事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>ご説明の前にお手元の資料の確認をさせていただきます。 事前にお配りした資料として、「次第」、「資料1 第6次上尾市総合計画前期基本計画 施策体系(案)」、「資料2 施策の取組の方向(案)」、「資料3 第6次上尾市総合計画の策定に向けた市民会議提言書」、「資料4 第6次上尾市総合計画 基本構想(案)」です。 当日配布としてお配りした資料が、「席次表」、「質問・意見書(第3～5回上尾市総合計画審議会)に対する回答一覧」です。</p>

過不足ございませんでしょうか。

それではご説明させていただきます。資料「質問・意見書（第3回上尾市総合計画審議会）に対する回答一覧」がお手元に第3回、第4回、第5回とあるかと思えます。まずは、第3回をご覧ください。数が多いのでこの場では主要な部分をご説明させていただきます。その他についてはご自身でお読みいただいて、何かご質問等ございましたら事務局まで問い合わせいただきたくお願いします。

第3回についてはほとんどお答えしておりますが、一部保留になっている部分がございます。

NO.8をご覧ください。住環境の「テーマをめぐる社会的な状況」と「現況と課題」、「取組の方向」との関係が必ずしも明確ではないというご意見いただきました。空き家対策という文言があったのがその原因かと思っております。それから持続可能性という観点からは、団地の建替えという課題があるのではというご意見をいただきました。それに対し、「テーマをめぐる社会的な状況」の文末に記載されていた『空き家』に関する記述を削除しました。また、団地の建替えについての課題については、「現況と課題」箇所に『老朽化し高齢世帯が多く入る大規模団地においては、耐震化やバリアフリーのほか、若者などを呼び込む対策など、団地の再生が求められています。』を追記し、「取組の方向」箇所に『大規模な住宅団地の再生の取組みについては、県や関係事業者と連携し、協力体制を図ります。』を追記しました。

NO.13をご覧ください。土地利用の箇所です。コンパクトシティとありますが、都市機能を集約すると、距離が遠くなることにより、必ず一部の市民の利便性が低下するのではないかというご意見をいただきました。それに対し、遠くなる人にも配慮し対応しますという内容に修正しました。

NO.17をご覧ください。市が抱えているオープンデータについて積極的に利用を促進すべきではないかというご意見をいただきました。それに対し、オープンデータにおける内容については、施策8-1-1「情報の発信・公開」箇所に『行政が保有するデータを社会において効果的に活用できるように努めます。』を追記いたします。

NO.34をご覧ください。協働のまちづくりの推進です。この中で「住環境の街づくり」とハードの部分が入っておりました。こちらについてはソフトな地域活動中心に記述すべきであり、ハードな住環境の街づくりについては、施策6の住環境に移動しました。

NO.36をご覧ください。交通手段は「ぐるっとくん」だけではなく、「デマンド交通」についても触れる必要があるのではというご意見です。それに対し、デマンド交通については、他市の状況を踏まえ調査研究を進める段階でございます。3つ目の項目において、「公共交通ネットワークとサービスの維持・充実を目指します。」の内容にデマンド交通についても含まれるものとご理解いただければと思います。

NO.39から42につきましては、合理的な組織運営という分野についてです。我々職員の定員管理や人材の採用についてのご意見です。こちらについては資料の回答の部分をお読みいただければと思います。

NO.44をご覧ください。「テーマをめぐる社会的な状況」で防犯の部分で、児童に対するSNSを通じた性被害や、シッターや養護者などについても記載をしてもらいたいというご意見です。それに対し、関係部署と調整中のところもございますが、児童に対するSNSを通じた性被害への取り組みなどについて

では青少年を守る活動としてとらえていき、その他の箇所については、担当部署と調整いたします。第3回の意見に対する回答は以上です。

次に第4回の回答の書類をご覧ください。第4回会議後にいただいた意見をまとめたものとなります。この中でいただいたご意見のとおり修正しますというものが多数あるかと思えます。それについての説明は割愛させていただきます。

NO.2をご覧ください。結婚・出産・子育て支援とあるが「結婚支援」についての施策内容の表記が無いのではというご意見です。こちらについて現在調整中でございます。

NO.7をご覧ください。就学前保育の充実(保育の質の確保)とありますが、環境の整備、ハードの整備をするのかしないのか分かりづらいというご意見がございました。こちらに対しては、「環境づくり」の意味合いの「整備」と、施設の「整備」と、整備の意味が混同しているため、文言を整理しますという回答をさせていただきました。

NO.8をご覧ください。保育の公立は作らないということについて、保育園が足りないといった状況もあるので作る余地を残してもらいたいというご意見をいただきました。それに対し、子ども子育て支援計画で保育のニーズを見ており、公共施設マネジメントに基づき適切な対応をしていきます。

NO.11及び16をご覧ください。グローバル化あるいは外国人との関係についてのご意見です。こちらにつきましては併せて担当部署と調整しております。

NO.20をご覧ください。魅力ある学校づくりの箇所で、前回の審議会で上尾市でもコミュニティスクールの取り組みをしていると説明したところですが、その件で、一方で広く地域が学校の実情を知り、その意見を運営委員が汲み取り反映する仕組みも必要ではないでしょうかというご意見をいただきました。それに対し、コミュニティスクールの中に既にそういった内容の取組もある可能性がございますので担当部署に確認し後日ご回答させていただきます。

NO.28及び29をご覧ください。成年後見制度についてご意見をいただきました。こちらに対しては成年後見制度についての内容を入れるべく担当部署と調整します。

NO.43をご覧ください。総合計画と個別計画の関係について、総合計画を策定後に新しい世の中の情勢に応じて新しく実施する施策がでてきた場合に総合計画を変更できるのかというご質問です。前回の審議会で技術的には可能とご答えいたしました。結論を申し上げますと、個別の計画の内容に応じ、総合計画を修正することは可能です。実際に新図書館の内容について、現行の総合計画に記載がありましたが、凍結となったため修正した事例が直近でございます。第4回の意見に対する回答は以上です。第5回の質問・意見書に対する回答については、次の施策のご説明の中で回答できればと思います。質問・意見書に対する回答については以上となります。

平会長

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、こちらに関して何かご質問ございましたらお願いいたします。

それでは、次に議題(1)「「現況と課題」及び「取組の方向」について」事

事務局
(行政経営課長)

事務局より説明をお願いいたします。

それでは、大項目4から説明させていただきます。資料2をご覧ください。「基本方向4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」です。「テーマをめぐる社会的な状況」として、「心のバリアフリー」の実現が求められていることや、災害時など社会に不安が広がった時などに特定の人や職種へのSNSへの書き込みを含めた差別的な事例が報告されており、まさに新型コロナウイルス感染者に対しての誹謗中傷がそれにあたるかと思われまます。これらに対し、平時から人種、年齢、性のあり方や個性の違いを認め、学校・職場・地域など様々な場所で人権問題の解決や男女共同参画に向けた取り組みが必要になります。これに対し、「人権」、「男女共同」、「平和」と3つございます。

まず、人権です。人権被害者に対する相談しやすい体制づくりや情報提供が必要であり、また、市民一人ひとりの人権意識の高揚に向けて、学校や地域などで人権問題解決に向けた取り組みが求められています。こちらに対し、1点目は、さまざまな人権問題の解決に向け、情報提供と啓発をしっかりと取り組んでいきますとしております。今回の新型コロナウイルスにおいても、HP上で誹謗中傷が無いようにと啓発を行いました。

2点目として同和問題の解決、3点目として性の多様性として性的少数者としてLGBTへの支援の充実を推進しますとありますが、LGBTについて、質問・意見書にて、LGBT以外のカテゴリーの方が漏れてしまうためLGBTは削除した方が良いというご意見をいただきましたので、こちらのLGBTは削除いたします。

4点目、5点目は人権意識を高めるために、人権講座や地域との交流事業を行う、或いは学校や地域などで人権について考える機会を設ける取組を記載しております。

次に「男女共同参画」です。職場等によるハラスメント、DVなどさまざまな問題が起こっていることについて、相談体制の充実や被害者の保護・支援などの取組み、就労環境の整備、意識啓発活動が求められているということを現況と課題に書いております。これに対し、性別による固定的な役割分担意識を解消するため、講座の開催や情報誌の発行により、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、性の多様性の理解の促進に取り組むというのが1点目。2点目がDVの被害者を減らすとともに被害から救済するため、被害者の保護・支援を推進しますとしており、3点目がDVセミナーの実施による意識啓発を行いますとしております。4点目がワークライフバランスの向上のため、育児や介護などに対する支援の充実に努めるとともに、職場における固定的性別役割分担の払拭や働きやすい職場づくりに向けた事業者への啓発活動に努めます。最後が女性にエンパワーメントの機会を提供し、女性自身が力を付けることを支援するとともに、意識改革や女性の参画促進のための環境整備を推進しますとしております。

最後は「平和」です。戦後75年が経過し、戦争の記憶が風化していかないように、引き続き平和の尊さを啓発していきますとしております。

2ページをご覧ください。テーマ2 コミュニティ・多文化共生です。「テーマをめぐる社会的な状況」として、少子高齢化や核家族化が進むことで地域のつながりが希薄化しており、こうした中、地域における住民相互の連帯や誰もが気軽に参加できる地域活動の重要性が高まっていると記載しております。また、国籍や民族等が異なる市民が、お互いの文化・習慣を尊重でき

るよう多文化共生が必要でとしております。これに対し、「施策1 コミュニティ活動への支援」、「施策2 多文化共生の推進」をしていきます。

「施策1 コミュニティ活動への支援」として、気軽に地域活動に参画できるよう情報提供や相談、交流、マッチング等の支援など、市民参画の機会の充実を図るとするのが1点目です。2点目として、若い世代、団塊の世代やこれから定年を迎えるシニア世代などの幅広い年齢層の市民が地域デビューできるよう支援を行いますとしております。

「施策2 多文化共生の推進」として、国籍や民族等の異なる市民が互いの文化や習慣を理解し合い、共に暮らしていけるよう、市民同士の交流を深める機会の充実や日常生活上の相談・情報提供等の支援が求められています。施策として、外国人市民との相互理解を深めるため、イベントを実施することで推進していくとしておりますが、こちらに対し質問・意見書で上尾市国際交流協会と特定団体の名称を記述することに違和感がありますとご意見いただき、団体名は削除する方向で検討しております。

1点申し上げ忘れてましたが、第5回の質問・意見書のNo8で、こちらの「テーマをめぐる社会的状況」のところに、「少子高齢化や核家族化が進むことで地域のつながりが希薄化しています。」とあるが、価値観や生活スタイル、経済の仕組みの変化などもその原因として地域関係の必要性が薄くなっているのではというご意見をいただきました。こちらに対しては、「少子高齢化や核家族化が進むことで」を「少子高齢化や核家族化が進み、昔に比べ個人個人のライフスタイルが重視されるようになり」に修正いたします。「基本方向4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」についてのご説明は以上となります。

平会長

ただいま、施策の大項目4について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

前島委員

1点目、「テーマ1 人権・男女共同参画・平和」の「テーマをめぐる社会的な状況」に、「災害時など社会に不安が広がった時などには、特定の人や職種への、SNSへの書き込みを含めた差別的な事例が報告されます。」とありますが、日常的にこういうことがあると思うので、この文言についてどう考えるかお伺いします。

2点目、「人権」の現況と課題に、「人権問題は依然として発生しており」とありますが、依然としているが、新しい問題も発生していると思うのでそれについてどう考えるかお伺いします。

3点目、「施策2 男女共同参画の推進」に「DVの被害者を減らすとともに被害から救済するため、女性のための相談等を行うほか」とありますが、男性の相談もあると思いますので、「女性のための」を「被害者のための」に修正した方が良いのではないのでしょうか。

事務局

(行政経営課長)

1点目について、おっしゃられるとおり、日常的な話であり、文章では限定している様に読めるためこちらについては見直します。

2点目についてもご意見いただいたとおり誤解のない表現となるよう見直します。

3点目について、既に上尾市の取組みとして、男性も対応していると思われるため、「被害者」に修正するよう検討いたします。

村松委員	<p>「施策2 男女共同参画の推進」で、「女性にエンパワーメントの機会を提供し」とありますが、女性が常に力がないという表現に見えるため、エンパワーメントという文言に違和感があるため力を発揮といった文言に見直す等して欲しいです。</p> <p>また、DVについて前島委員と同意見で、男性やLGBTカップルでも起こっているのに、女子ではなく被害者のための言い方にして欲しいのと、DVセミナーとするとDVを推進している様に感じるのと、DV防止セミナーの方が良いと思います。また、被害者への支援だけではなく、DV加害者側の更生プログラムなども必要ではないかと思います。また、若い人のデートDVなども増えおり、子どもの頃からの教育が重要でもあると考えるため、学校教育にも文言を入れていただいた方が良いと思います。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>行政が気づきづらいセミナーの名称などのご指摘いただきありがとうございます。修正させていただきます。</p> <p>また、DV被害者は女性だけではないので被害者とするということについても見直しさせていただきます。それから加害者側の切り口もおっしゃられるように抜けておりますので、担当課と検討いたします。</p> <p>エンパワーメントについては、調べてみましたが使う場面によって意味合いが少し違ってくると感じております。職場で使う場合は権限を与えるといった意味合いというところがあるので誤解の無いように見直しさせていただきます。</p>
平会長	<p>言葉について、特にカタカナ用語を使用する場合は注意していただければと思います。他にご意見、ご質問いかがでしょうか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>質問・意見書の内容で一点説明が抜けておりました。質問・意見書のNo.1です。</p> <p>「施策1 人権の擁護」の現況と課題に「『上尾市人権尊重都市宣言』に基づき更に諸施策を推進する。」を投入してはというご意見をいただいております。これに対し、現況と課題の本文「また、」の次に「『上尾市人権尊重都市宣言』を掲げる本市としては、」を加えたいと考えております。</p>
村松委員	<p>新聞で上尾市がLGBTの方のパートナーシップを認める取組をしていると伺ったのですが、先進的な取組についてどこかに記載しても良いのではないかと思います。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>パートナーシップについては他市ですと条例を作ったりしているところですので。本市においてもこれから具体的な取組をしていくのであればまさに記載できるので、こちらについては担当部署に確認しているところがございますのでその回答を待つて対応させていただきます。</p>
平会長	<p>他にご質問、ご意見いかがでしょうか。 それでは、次に大項目7について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>説明の前に「資料1 第6次上尾市総合計画前期基本計画 施策体系(案)」をご覧ください。前回提示したのから変更した部分が3つございます。</p>

1点目、中項目の「農業・商業・工業」に入っていた小項目「勤労者・就労支援」を外に出しました。

2点目、小項目で「魅力の発信」を「観光」と文言を変更しました。

3点目、小項目「文化財の継承」を中項目「地域資源」から中項目「学び・創造」に移動し、「地域資源」を削除しました。

それでは、「基本方向7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり」、「テーマ1 農業・商業・工業・観光」の説明です。

資料2の3ページをご覧ください。「テーマをめぐる社会的な状況」です、地域経済の中核的な役割を果たす企業の発掘・成長に対する重点的な支援などを地域に根差した産業の重要性が高まっています。市内産業の競争力を高めるため、経営多角化や企業の交流・連携が求められる一方、多様な働き方への支援や就労希望者へのサポートの充実が必要になっていきます。それに対し、「農業者への支援」については、高齢化に伴い、農地の荒廃・遊休化・転用が進んでおり、後継者等農業の担い手不足が大きな課題となっています。それに対し、1点目、市民が農業に親しむ機会を増やし、新規就農のきっかけを作るため、現在市内に3箇所ある体験農園やアグリサポーターを推進していきます。2点目が遊休農地の有効活用であり、利用権設定促進事業を推進します。3点目は地元の農産物への理解を深め、地産地消を推進していくとし、イベントや農産物直売所の運営支援などを行います。最後が集団的に農地を活用していくため、各地域で農業者がこれからの農業について話し合う人・農地プランを推進します。

次に「商業者への支援」です。市内には中小・小規模事業者が多くありますが、その数や売上額は年々減少しています。多様化する消費ニーズに対応するためには、新たな顧客の獲得に向けたサービス・付加価値の創出が必要であるのと、空き店舗の活用に対する取組みが必要としております。

それに対し、1点目が様々な施策の情報発信。2点目として商店街等が主体となっていく共同事業の支援。3点目が空き店舗の有効活用や若手創業者の支援などを記載しております。また、上尾市では現在、商工会議所や金融機関といった関係機関と体制を整えています。

続きまして「工業者への支援」です。本市の工業の多くは二次・三次加工の中小企業が多く、経済変動等の影響を受けやすい特徴があります。また、地震や台風等の災害や感染症の蔓延等の緊急事態に備え、企業の事業活動の継続、早期復旧を図る取組を支援することがあるということが現況と課題です。それに対し、1点目は市内工場の多くを占める中小企業の経営を安定させるため、国・県・商工会議所・各支援機関等と連携し、融資の斡旋や、補助金などの各種支援施策について、積極的な情報発信に努めます。2点目が中小企業サポート事業の充実を図り、伴走型の支援をしていきます。3点目が企業毎に被害が最小限に収まるよう、商工会議所と事業継続化計画の策定の促進に努めます。

次に、「観光」です。地域の資源を積極的にPRすることで、観光の振興や交流人口という、住まなくても上尾に来てもらうといった人を増やすとし、どろいんきょ等伝統行事のアウトリーチ事業や農業体験ツアーなど、既存の文化や産業を活かして、市内外に広く魅力を発信することで観光につなげていこうとしています。

続きまして、「企業立地」です。上尾道路と圏央道接続など交通基盤ができ、その立地条件を活かした企業立地など産業振興が必要としています。そ

	<p>れに対し、1点目は地域の産業振興に向けた企業立地を推進するため、具体的には国道16号などの沿線の土地利用を検討します。また、新規事業者立地のため、上尾市企業立地推進連絡会議と内部の組織体を立ち上げており、これらを活用し、企業立地支援体制の強化を図りますとしています。</p> <p>5ページをご覧ください。「テーマ2 労働環境」です。労働者、勤労者の支援がメインとなります。現況と課題として、福利厚生充実、就労支援と、女性、障害者、外国人、若者、高齢者などによって求められる支援が異なるため幅広い対応を進めていくことが必要となりますとしています。</p> <p>取組みの方向として、市内勤労者の福利厚生事業をサポートする市勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するほか、国や県の関係機関等と連携して求職・求人者を対象とした職業相談、職業紹介、職業訓練等の情報提供を進めていくとしています。基本方向7の説明は以上です。</p>
<p>平会長</p>	<p>「施策の大項目7」について、事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございますか。</p>
<p>土橋委員</p>	<p>質問書にも出しましたが、農業・商業・工業・観光となっていますが、子育てしながらホームページを作るサービスや介護のサービスもそうですが、いわゆるサービス産業事業者について、広く他と一緒に括しているとは思いますが施策としては記載されていないと感じています。私は創業支援センターの手伝いもしますが、サービス産業というカテゴリーで創業する人も多く、それに対する支援があった方が良くないかと思えます。商業者の項目にある、「消費者ニーズや地域課題に対応するため」というのはまさにサービス産業についての話ですがその後が空き家対策になってしまっており、多様な地域住民サービスの産業を支援するというようなものを入れていただければと思います。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>質問・意見書では、担当部署と調整しますとしておりますが、サービス産業の分野について、商業ともみられるかと思いましたが、検討させていただければと思います。</p>
<p>尾花委員</p>	<p>4ページの企業立地について、用途地域など地域地区の見直し、土地利用の検討、上尾市企業立地推進連絡会議と関係各課情報共有しながら連携し、企業立地支援体制の強化を図りますとあり、そのとおりに思いますが、呼び込みの体制を整えますというところまでしか読み取れないので、積極的な呼び込みのアクションについて書かれた方がよいのではと思います。他の自治体を視察に行くと、首長が出向いて行って、呼び込みを行う等、個人の力量によるところも出てくると思いますが、呼び込みの宣伝を外に出て行って対応する必要があると思いますので、そういった内容のものを盛り込めればと思います。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>用途地域の関係で都市計画課、企業ということで商工課が入って上尾市企業立地推進連絡会議を設置しておりますが、現状として種地がないといった課題があり、その実効性と、今いただきました課題も含めバランスを見てどこまで記載できるか検討させていただきます。</p>

荒川委員	首都高速の延伸の計画があると思いますが、総合計画の期間内で延伸されるかは現状不明かもしれませんが、市民活動にとって劇的に変わると思いますので、現時点で記載できるものがあれば記載した方が良いかと思います。
事務局 (行政経営課長)	首都高速が延伸されるというのは伺っているところでございますが、どこまで記載できるかについては検討させていただきます。
細野委員	3ページの「農業者の支援」に、後継者等農業の担い手不足とあるが、商業及び工業も事業承継が問題となっています。また、商業のところ、商店街とありますが、商店街も実際は活動されていなかったり、伴走型の支援をすると書いてありますが、5年後に会社の存続ができないといったことがあり、「テーマをめぐる社会的な状況」のところに、M&Aといったものになるか、どのように記載できるかはわかりませんが「事業継承」について記載いただければと思います。
事務局 (行政経営課長)	いただきましたご意見を踏まえて記載の仕方について検討させていただきます。
平田委員	質問・意見書に対する回答一覧で、担当部署と調整という回答をいただいておりますが、地域循環という視点を入れられれば良いなと思っております。東京に多くの方が通勤していたところを、地域で暮らす時間が増えたという中で、地域で消費をするといった時間を増やしていけるような、きっかけをつくるような、地産地消の促進を図っていける視点を入れられれば良いなと思います。
事務局 (行政経営課長)	新型コロナウイルスを受け、平田委員がおっしゃったような世の中の流れになっていくかと思えます。いただきましたご意見を踏まえてどこまで記載できるかは検討させていただきます。
土橋委員	「働き方改革」という言葉は今回の総合計画に出てきていないのか、なじまないから入れていないのか、働き方改革に関する施策等は考えなくて良いのかと感じましたがいかがでしょうか。
事務局 (行政経営課長)	働き方改革はどこかに入っているかと思いましたが、「農業・商業・工業・観光」に限らず世の中の流れで大切なことであり、なじまないことは無いかと思えますのでご意見として承ります。
平会長	資料2の5ページ「テーマ2 労働環境」に「働き方改革」という言葉があり一般的なことは書いてございますが、これは具体的に何かというところです。
事務局 (行政経営課長)	5ページに記載しておりましたが、もう少し踏み込んだ書き方ができるか検討させていただきます。
村松委員	この流れで労働環境のところ、質問ですが、労働者の支援はわかりますが、ハローワークで紹介されて行ったらブラック企業だったためすぐ辞めたとい

	<p>う人がおり、なぜ行政はそういった会社を紹介するのか、結果としてその会社はずっと社員募集をしているといったことがありました。大きい企業であればホワイト企業やブラック企業ランキングといったものはありますが、上尾市の中小企業となると就職する時に情報がないためその会社が本当に良いのか分からず敬遠してしまうのではと思います。企業の定着率等行政が持っている情報をオープンにしないと、中小企業に就職しようという人も多くなれないかと思います。真面目にやっている中小企業のホワイト企業も損をしてしまうと思います。会社側に対しての行政として取組が見えないのと、10年計画としていままでやっていたことを抽象的に書いただけではないかと感じ、もう少し踏み込んだものを書いてもらいたいと思いました。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>会社側の支援というご意見をいただいたところです。ご意見として承りまして検討させていただきます。</p>
<p>平会長</p>	<p>「施策の大項目7」について、他にご質問はございますか。 それでは次に、「文化財」に関して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>資料2の6ページをご覧ください。先程申し上げたとおり、体系を入れ替えた関係で、「テーマ2 学び・創造」の最後に「文化財」を追加しました。 文化財には埋蔵文化財、有形文化財など様々な種類がございます。いずれもが、上尾の歴史・文化を現代へと伝える貴重な財産であり、次世代へ継承していくことは市の役割と言えます。それから少子高齢化などにより、担い手不足により継承が困難な状況にあるものがあり、継承に向けた支援も市の役割というのが2点目です。 それらに対して「施策3 文化財の継承」です。主に3つ記載しました。1点目は当たり前のことですが、文化財として指定や登録を行い適正な保存・管理を行うとともに、古文書や歴史的公文書等の資料の収集・調査研究・保存を行うことにより、後世への継承を推進します。2点目として民俗芸能や民俗行事などの無形民俗文化財について、保持者・保持団体の活動を支援し、自立した継承を促進することにより、後世への継承を推進しますとしております。最後は様々なツールを用いて情報発信を行い、文化財を保護していく意識の醸成に努めますとしております。「文化財」については以上です。</p>
<p>小山委員</p>	<p>文化財のカテゴリーについては保護の観点が強いですが、文化財を活用していくという視点も必要かと思うのでその点を工夫していただければと思います。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>文化財の活用につきまして、魅力の発信という分野にも繋がるかと思しますので参考にさせていただきます。</p>
<p>星野委員</p>	<p>上尾は文化財として摘田や畑作用具等ありますが展示する場がなく活用されていないと感じております。是非整備をして活用していただければと思います。総合計画にも記載していただければと思います。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>ご意見としてお受けいたします。どの様に表記できるかも含めて検討いたします。</p>

平会長	<p>他にご質問はございますか。</p> <p>それでは次に、議題(2)「市民会議提言書の提出について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>資料3をご覧ください。タイトルにございます様に総合計画の策定に向けた市民会議による提言書として提出されたものでございます。</p> <p>54、55ページをご覧ください。こちらに記載がある様に、第6次上尾市総合計画の策定に関し、市民の意見、要望等を取り入れ、それらを総合計画に反映させるため、30人以内からなる市民会議を設置しております。55ページにあるとおり、昨年5月に設置し、先日の8月5日まで15回の議論を重ね完成させた提言書となります。</p> <p>6ページをご覧ください。提言内容の構成とあります。議論した内容を記載しているわけですが、大きく「1. 私たちが思い描く理想の上尾市の姿」を7ページ以降で示した上で、「2. 基本理念」、「3. 将来都市像」、「4. 分野別の施策について」提言しています。7ページに「思い描く上尾の理想的な姿」を記載しており、8・9ページで「基本理念に対する提言」のフレーズといったものを記載しております。10・11ページで10年後の上尾市の望ましい姿をイメージした上での将来都市像を書いており、12ページ以降がそれぞれの分野毎に将来都市像に近づけるためにどういった取組が必要か、有効かを10の分野、グループに分けて、市の職員も入った上で議論したものです。例として13ページをご覧ください。「健康・医療」であれば、理想の状態を3つ掲げ、それに対する必要な取組を13～15ページに渡って記載しております。最後にそれらをどう取り組んでいくかについて「市民と行政の役割分担」を記載して一つのまとまりとなっており、これが分野毎に記載されております。</p> <p>8月5日に提言書の発表会という形で畠山市長に提出されております。提言書の今後の扱いとして、市民会議の設置主旨から言えばこの提言書を踏まえて総合計画を作ることとなります。以前第2回の審議会の中で、既に市民会議で出たキーワードなどをまとめたものを資料としてお渡ししております。併せて8月5日に正式に提言書が出されましたので、庁内の各部に対して改めて参考にして計画に反映できるものがないか確認をするようお願いしております。また、提言書の中の部分はその後議論いただく基本構想などで使われております。「市民会議提言書の提出について」の説明は以上です。</p>
平会長	<p>「市民会議提言書の提出について」事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。</p> <p>それでは次に、議題(3)「基本構想(案)について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>資料4をご覧ください。</p> <p>基本構想につきましては、こちらには「基本構想」と「将来都市像」が記載されておりますが、これ以外に「土地利用」やこれからの街づくりをカテゴリー化した様なものがありますが、土地利用につきましては「上尾市都市計画マスタープラン」というのを策定中であり、そちらから内容を持つてくるのでこの審議会で議論いただく予定はございません。</p> <p>皆様には「基本構想」と「将来都市像」についてご議論いただければと思</p>

	<p>います。案を作る過程を申し上げますと、市民会議から提言書が提出されており、市民会議の内容を把握しながら、こちらの審議会でお示ししながら練ってきました。提言書の中で8・9ページに基本理念に関することが、10・11ページに将来都市像について記載されております。この中で様々なフレーズがでてきますが、この中で特に多かったというフレーズを抽出し、事務局で案を作成し、庁内の策定委員会・幹事会で意見を求めた結果が今回お示ししているもので、「安全安心な暮らし」、「誰もが自分らしく」、「人とつながりのあるまちへ」、「持続可能な未来への責任」としております。それぞれ補足する言葉が下に書いておりますのでお読みいただければと思います。</p> <p>それら基本理念を踏まえまして将来都市像を「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」と作りました。この将来都市像を作る上では、下に書いてありますが、「協働でまちづくりに取り組み、安全・安心で持続可能なまちの中で、誰もが輝くことができるまち。」という内容と、基本理念の内容を踏まえ構築したものでございます。基本構想の基本理念及び将来都市像部分についての説明は以上です。</p>
平会長	<p>「基本構想(案)について」事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。</p>
前島委員	<p>質問・意見書に対する回答一覧No. 25にありますが、「平等」と「公平」という言葉について、最近文献でも議論されており、平等という言葉は誰にも分け隔てなくといった意味であり先般の新型コロナウイルスに関する交付金で誰でも一律10万円といったものがそうであるが、公平はその人の経済的に苦しい人には経済的な支援、目が見えない人には目が見えないことに対する支援といったそれぞれの方に違う支援をするといった内容であり、平等という言葉より公平という言葉が今はよく使われていると思いますので、検討した上でどちらか適切な言葉を選んでいただければと思います。その他小さいことですが、将来都市像の「協働でまちづくりに取り組み、安全・安心で持続可能なまちの中で、誰もが輝くことができるまち。」というように言葉が重なっているので皆さんで精査していただければと思います。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>「平等」の言葉についてですが、ノーマライゼーションの考えのもとという前置きがありまして、提言書の福祉の分野でもノーマライゼーションの考え方が書かれておりますが、障害がある方も高齢者も若い人も平等にという考え方により、このように記載していると認識しておりますが、今いただきました意見については検討しておりませんので、どの様に取り入れられるか検討させていただきます。</p>
村松委員	<p>平等と公平についてですが、私たち法律家ですと、憲法などで実質的平等と、形式的平等と言い方を分けているので、一般の方がわかるのかという問題もありますが、公平という言葉も人により認識が違うものではないかと感じ発言させていただきました。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>使い分けをするのかしないのか、一般的に理解できるのかできないのか併せて検討させていただければと思います。</p>

<p>細野委員</p>	<p>将来都市像がありますが、提言書を読ませていただいた中で、最後に市民と行政の役割分担とありますが、全ての分野で市民の役割としては「参加」というキーワードを多く使っており、行政に期待することでは様々ありますが環境整備がキーワードかと思いました。したがって将来都市像で「みんなで作る」という文言がありますが、これは是非入れていただきたいと感じております。また「みんなが輝くまち」というのは、基本理念で持続可能なまちとありますが、上尾市総合基本計画を我々が作るのは何のためかというところ、おそらく10年後を見据えて作っているが、その先を見据えて今も作るべきだと思っております。したがってみんなが輝くのか、未来が輝くのか、子ども達が輝くかは別として、私は未来が輝く計画を我々のできる能力でつくるのが我々の責務かと思っておりますので、市民会議の市民の方々が参加するというように、みんなで作る、そして現在の大人の責務として、未来が輝くというのを考えていただければと思います。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>将来都市像については事前の質問・意見書でもいただいており、小山委員からも質問・意見書回答一覧のNo.24にあるような意見をいただいております。今いただきました細野委員の意見も踏まえまして検討させていただければと思います。</p>
<p>尾花委員</p>	<p>「安全、安心な暮らし」のところで、新型コロナウイルス感染症という特定の感染症名が入っているのが引っ張られすぎかと思っております。世界的に感染症対策に対する視点が欠けていたということがありますのでこちらについては感染症全体というニュアンスに変えていただきたいと思っております。</p> <p>また、「常に危機と隣り合わせ」という表現が最適かどうか再度検討いただければと思います。</p> <p>「持続可能な未来への責任」で「次世代を担う子ども達のため、国際社会共通の目標であるSDGsの理念を」について、SDGsは子ども達のためだけではないので、SDGsを使うのであればそれについても確認した方が良く、4つの基本理念全体がSDGsに関係すると思うので、基本理念に入れるのであれば階層を考えていただいた方が良くかと思っております。</p> <p>最後に議会の話となりますが、議決事項として上がってくる内容について、他市を見てみてもどこまで議決事項とするかはあいまいであり、今のところこちらに先程おっしゃっていた土地利用の内容が入ってくる階層の情報量で議決案件として上げる予定でしょうか。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>基本理念のところにつきましては、ご指摘いただきました部分について検討、再考させていただきます。</p> <p>また最後のご質問につきましては、条例上の議決案件は基本構想部分だけとなります。他市では条例の中に基本計画部分も議決案件としているところもあり、それについては市によってまちまちです。本市の場合は基本構想部分を議決案件とし例規上しておりますので尾花委員がおっしゃられた様に、基本理念の将来都市像の部分、それから土地利用と施策全体に係る課題の部分についてまでが議決の対象となります。しかし、議論する上で基本計画の部分を知らないと議論する材料がないので、事務局からバックデータの意味として基本計画部分についても何かしらの形でお示しすることとなるかと思っております。</p>

尾花委員	<p>基本計画まで議決案件の対象とすべきかというの意見が議会で上がってきておりますが、前回の計画を上程したタイミングで他市を見てみても基本構想という定義づけがなくなってきたため、基本計画まで出しているところも意外と多く、条例上基本構想とするものは役所によってまちまちになっている。しかし今の説明の内容であれば、特別条例改正しなくても審査する内容は同じになるかと感じましたがいかがでしょうか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>前回の計画を調べてみましたが、委員会の付託はなく本会議で実施していた様でした。今回もそうなるかはわかりませんが、いずれにしても私たちの例規上の定義では、議決案件は基本構想部分までであり、基本計画の部分を修正できるのかどうかは凡例をみても様々で今現在結論を持っておりません。どこまで審議事項にできるかは時間をかけて正式に回答できればと思います。</p>
星野委員	<p>条例が改訂されてから今回が初めてであり、基本計画でいうと5年であり、条例を改訂した当時は、とりあえず議決案件は基本構想の部分のみで改訂したと覚えております。今回色々打ち合わせしながら対応できればと思います。</p>
平会長	<p>今の内容については議会と行政で議論いただく内容ですのでこちらで議論いただくものではないかと思いますが、結論が出ましたら報告いただければと思います。</p> <p>それではこの基本構想案につきましては、今回出た意見を踏まえ次回お示しいただくということでしょうか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>その様にさせていただければと思います。</p>
平会長	<p>それでは次に議題(4)「その他について」、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>今後のスケジュールについてご案内させていただきます。次回の第6回審議会の日程ですが、11月19日(木)10時から開催を予定させていただいております。会場につきましては現在調整中です。本日お手元に青い封筒で開催通知を置いております。そちらで出欠確認を依頼させていただきましたので中身を確認いただければと思います。また、11月の段階では本日いただきました意見もすべてクリアにし、フォーマットを整えた上で素案として報告する予定です。11月の審議会前に、文章もしくはメールでのやり取りでご意見に対する回答等を流動的にやらせていただきたく、ご理解いただければと思います。</p>
村松委員	<p>本日の内容について追加で意見を提出する場合は、いつまでに連絡すればよいでしょうか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>1週間後を目安にご意見をいただければと思います。</p>

<p>平会長</p>	<p>ご意見がある方は1週間後までに事務局にメールしていただけますようお願いいたします。 他にございませんか。 以上ですべての議事は終了しました。 進行を事務局にお返しします。</p>
<p>司会 (行政経営部長)</p>	<p>4 議題 本日も、多くのご意見いただきありがとうございました。 それでは、最後に、星野副会長から、閉会の御挨拶をお願い致します。</p>
<p>星野副会長</p>	<p>本日も委員の皆様から活発な議論をいただきありがとうございました。 次回は11月ということでしばらく空きますけれども、まだまだ残暑が厳しいですが皆様のご健勝をお祈りいたしまして第5回の会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>